

## 東海市自転車等対策審議会 会議録

- 1 会議名 令和5年度（2023年度）第2回東海市自転車等対策審議会
- 2 開催日時 令和5年（2023年）9月1日（金）午後1時30分から午後2時まで
- 3 開催場所 市役所201会議室（2階）
- 4 出席者氏名  
委員 嶋田喜昭、中山知乃、西田英一、近藤福一、下須賀公人、久野泰子、  
松田 剛、黒宮友里恵、加古駿介、坂 正行  
(欠席) 平岡友幸  
事務局 総務部長、危機管理監、交通防犯課長、同統括主任、同主任、同主  
事
- 5 公開、非公開の別 公開
- 6 傍聴者の数 なし
- 7 議題及び審議の概要

- (1) 開会のことば
- (2) 市民憲章唱和
- (3) 会長あいさつ

皆様、こんにちは。

東海市自転車等対策審議会 会長の嶋田でございます。

本日は、何かとお忙しい中、また非常に残暑も厳しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回の会議では、加木屋中ノ池駅周辺の自転車等の放置禁止区域の指定について、皆様から、それぞれのお立場で、色々と御意見をいただきました。

そして、今回の会議では、前回協議した内容を基に、自転車等放置禁止区域をかため、答申案の作成を進めてまいります。

つきましては、本日もどうぞ忌憚のない、また建設的な意見をお願いいたします。

- (4) 報告事項

ア 前回の会議録の確認について

(会長が事務局に説明を求める。)

(事務局の交通防犯課長が資料1について説明する。)

(会長が委員に発言を求める。)

(発言等無し)

(5) 協議事項等

ア 加木屋中ノ池駅周辺自転車等の放置禁止区域の指定について (答申) (案)

(会長が事務局に説明を求める。)

(事務局の交通防犯課長が資料2について説明する。)

(会長が委員に発言を求める。)

<会長>

今回、放置禁止区域とする道路の勾配は、最大どれくらいか。

<事務局>

標高は、北口の改札周辺が最も高く 30.8 m、南口の改札付近は 13.1mとなっており、約 20m程度の高低差がある。

<会長>

放置禁止区域に自転車等を止めた場合の過料はどうか。

<事務局>

禁止区域に駐車された自転車は、委託業者のシルバー人材センターにより、移動され、過料に関しては発生しない。管理費が発生しているので、今後検討していく。

<会長>

放置禁止区域の指定はいつからか。

<事務局>

北口の改札が開業するタイミングで放置禁止区域を指定するという形になる。名鉄からの正式なプレスリリースがないため、現時点では不明であり、令和6年3月頃を想定している。

<会長>

加木屋中ノ池駅周辺自転車等の放置禁止区域の指定について (答申) (案) について、了承を求める。

(一同)

了承

イ その他 (今後のスケジュールについて)

(会長が事務局に説明を求める。)

(事務局の交通防犯課長が資料3について説明する。)

(会長が委員に発言を求める。)

<会長>

今回決定した放置禁止区域について運用してみて、区域以外に放置自転車が発生した場合など、見直しを行う場合はどのような対応となるか。

<事務局>

その時の環境により、放置禁止区域に指定しておくべき場所は変わっていく。今回指定する範囲に加え路線自体が増加する場合や、指定した路線区間の始点終点が変わるようなことがあれば、放置禁止区域の変更という形になるため、このような審議会を開催し、改めて放置禁止区域の変更を検討していくという段取りになる。

<会長>

事務局には、今後、適切な放置禁止区域のチェックをお願いしたい。

<事務局>

周辺環境に留意し、チェックを行っていく。

(6) 開会のことば